

大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部先端光科学研究分野教授
会議規則

平成30年4月1日

自機規則第30号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部規程（平成25年自機規程第93号）第7条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部先端光科学研究分野教授会議（以下「教授会議」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 教授会議は、先端光科学研究分野における次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 研究・教育及び運営に関する事項
- 二 予算に関する重要事項
- 三 その他研究分野長が必要と認める事項

(組織)

第3条 教授会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究分野長
- 二 教授（客員，併任を含む。）
- 三 准教授（客員，併任を含む。）
- 四 その他研究分野長が、教授会議の議を経て、必要と認めた者

(任期)

第4条 客員教員の任期は1年，併任教員の任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず，任期の満了前に退任した教員の補欠として教授会議の構成員となった教員の任期は，前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 教授会議は，研究分野長が召集し，その議長となる。

- 2 研究分野長に事故あるときは，副議長が前項の職務を代理する。
- 3 副議長は，あらかじめ研究分野長が指名する者をもって充てる。

(議事)

第6条 教授会議は，構成員の過半数の出席がなければ，議事を開き議決することができない。

2 国外出張者，休職者及び長期の休暇を承認された者は，前項の定足数の基礎となる数

に算入しない。

3 教授会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 教授会議の庶務は、事務局研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教授会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構国際連携研究センター研究部門規則（平成30年自機細則第34号）は、廃止する。